



サービス連合2015春季生活闘争方針(案)を提案

サービス連合は、12月17日(水)第10回中央執行委員会を開催し、2015春季生活闘争方針(案)について確認しました。日本経済は経済政策や雇用環境の改善などを背景に緩やかながら回復するとの見解があるものの、円安や物価上昇で個人消費が十分に回復せずマイナス成長になっています。私たちの生活は2014年4月の消費税増税や円安による物価上昇の影響を受けはじめている状況にあります。2015春季生活闘争は、一人ひとりが働きがいと生きがいを持ち、安心して働き続けることができる環境整備にむけた待遇改善に取り組む闘争と位置付け、産業を支える人材を確保し魅力ある産業を実現するために、2014春季生活闘争で掲げた考え方を継続し、着実な取り組みを進めていくこととします。

本日以降、加盟組合においては、2015年1月30日に開催する第14回中央委員会にむけ、十分な議論が行われるよう要請いたします。

サービス連合「2015春季生活闘争方針」(案)

I. 2015春季生活闘争の基本認識

私たちサービス連合は、2015春季生活闘争をサービス・ツーリズム産業で働くすべての労働者一人ひとりが働きがいと生きがいを持ち、安心して働き続けることができる環境整備にむけた待遇改善に取り組む闘争と位置付け、産業を支える人材を確保し魅力ある産業を実現させるために、2014春季生活闘争で掲げた考え方を継続し、着実な取り組みを進めていくこととします。

私たちの産業は、アジアを中心とした旺盛な観光需要を取り込み、少子高齢化が進展する日本経済や社会の持続的な発展に寄与するリーディング産業としての成長を期待されています。政府は観光立国を重点政策に掲げ、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を改定するなど積極的に政策を進めています。また、2020東京オリンピック・パラリンピックの開催にむけ、観光産業への期待感はさらに増しており、観光立国実現に向けた取り組みが強化されています。サービス連合は2014春季生活闘争において、他産業と比較して必ずしも水準の高いとは言えない労働条件を引き上げる取り組みを進めました。その結果、実質的な賃金改善が実施されるなど一定の成果をあげてきましたが、全体としては産業間格差が拡大することとなりました。そこで、労働集約型産業である私たちの産業がさらに発展を続けるためには、人材へのさらなる投資が欠かせないと認識し、引き続き労働条件を引き上げ、産業間格差を段階的に縮めていく取り組みが必要であると考えています。

一方、日本経済は、経済政策や雇用環境の改善などを背景に、緩やかながら回復軌道へ復帰するとの見方が出ているものの、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減や、円安による原材料価格の上昇に伴う物価上昇で個人消費が十分に回復せず、マイナス成長となっています。今後には、日本のGDPの6割を占める個人消費を増やし、内需拡大による日本経済の再生を果たすために、所得を増やすことが求められているといえます。所得を増やすにあたっては、物価上昇などに対する生活防衛の観点から、生活の基礎である月例賃金の改善に取り組むことが重要です。

そこで、2015春季生活闘争の具体的な要求基準は、①

正規労働者の実質的な賃金改善をはじめとした年収水準引き上げへの取り組み、②雇用の確保を前提とした契約社員やパートタイマー等の待遇改善、③産業全体の賃金の底上げを目指した最低保障賃金の協定化、④年間総実労働時間短縮によるワーク・ライフ・バランスの実現、⑤両立支援・男女平等社会の実現、⑥60歳以降の雇用確保の取り組みを柱とし、これらの要求の実現にむけ取り組むこととします。

闘いを進めるにあたっては、賃金改善に係わる用語を改めて定義することによって、取り組み方針の共有をはかり、加盟組合との連携を強化し、要求の実現にむけ一体となって取り組むこととします。

II. 2015春季生活闘争要求基準

1. 正規労働者の賃金改善、一時金要求

2015春季生活闘争は、2014春季生活闘争で踏み出した歩みをすすめ、一人ひとりが働きがいと生きがいを持ち、安心して働き続けることができる環境整備と産業間格差を縮め産業を支える人材を確保するため、年収水準の改善に取り組むこととします。取り組みにあたっては、賃金・一時金ともに水準の向上に取り組むこととしますが、物価上昇などへの生活防衛の観点から、生活の基礎である月例賃金の引き上げにこだわる闘争を進めていくこととします。

(1) 賃金改善

すべての加盟組合は、賃金カーブを維持したうえで、0.5%以上の実質的な賃金改善に取り組み、月例賃金を引き上げることとします。取り組みにあたっては、「指標」や、「賃金水準の実態」(※1)、各業種別の補足基準を基に中期計画を策定し、中期的な賃金目標「35歳年収 550万円」の実現のため、着実な賃金水準の引き上げに取り組むこととします。

定昇制度が無い組合や定昇見合分の算出が困難な組合、賃金制度が未整備な組合は、業種ごとに定める1歳・1年間差(※2)を基本に賃金カーブを維持したうえで、0.5%以上の実質的な賃金改善に取り組むこととします。

加えて、これまでの取り組みの経緯や業種の特性を補

完するために、各業種別の補足基準を、以下のとおり定めます。

ホテル・レジャー業の加盟組合は、中期的賃金目標「35歳年収 550万円」の実現にむけ、まずは、「ホテル・レジャー業の年収基準」である35歳労働者の当面の年収基準400万円以上、30歳労働者の当面の年収基準350万円以上の達成に取り組むこととします。

観光・航空貨物業の加盟組合は、22歳172,000円程度、35歳300,000円程度を最低到達目標額とし、水準の引き上げに取り組むこととします。

(※1) 賃金水準の実態

○ホテル・レジャー業		
	【22歳】	【35歳】
加重平均	165,712円	231,400円
モデル賃金	162,601円	257,469円
	(41組合平均)	(42組合平均)
年収試算	248万円程度	366万円程度
○観光・航空貨物業		
	【22歳】	【35歳】
加重平均	196,275円	344,493円
モデル賃金	194,169円	324,953円
	(49組合平均)	(49組合平均)
年収試算	303万円程度	557万円程度
○中労委モデル	211,000円	400,600円
○年収試算(中労委)	337万円程度	668万円程度
	(一時金は高卒支給額で試算)	
注) 年収については当年度加重平均の12ヵ月分に賃金実態調査による2014年度夏期一時金年齢別平均支給額・2013年度冬期一時金平均支給額を加算して試算。中労委モデルは2013年度実績を記載。		

(※2) 賃金カーブ維持分参考値

ホテル・レジャー業 (5, 000円)
: ホテル・レジャー委員会構成組合の18歳制度～35歳実在者の基本給賃金の単純平均。
観光・航空貨物業 (5, 300円)
: 観光・航空貨物委員会構成組合の2014春季生活闘争の妥結実績。

(2) 一時金

すべての加盟組合は、前年同年齢者の一時金支給水準の確保に取り組んだうえで、「35歳年収 550万円」の実現のため「指標」を活用し主体的に水準向上に取り組むこととします。「指標」を活用しない加盟組合の年間支給月数は4ヵ月相当とし、既に年間4ヵ月を確保している加盟組合は、前年実績以上を要求することとします。

業績連動一時金導入組合は、固定支給部分への配分拡大を行うこととします。

上記に加え、各業種別の補足基準については以下のとおりとします。

ホテル・レジャー業の加盟組合は、「指標」に加え「ホテル・レジャー業の年収基準」を活用し、水準向上に取り組むこととします。「指標」を活用しない加盟組合で、年間支給月数4ヵ月相当の取り組みが困難な場合は、前年年間一時金支給月数プラス0.5ヵ月以上に取り組むこととします。

観光・航空貨物業の加盟組合は、「指標」を活用しない加盟組合の要求基準を4.0ヵ月とし、到達目標水準については、5.5ヵ月以上とします。

2. 契約社員やパートタイマー等の待遇改善

契約社員やパートタイマー等の待遇改善については、雇用の維持・確保を前提に、正規労働者同様に年収水準の引き上げにむけ積極的に取り組むこととします。また、労働契約法改正への対応を含め、要求基準を基に安心して働き続けることができる環境整備に取り組むこととします。

(1) 賃金改善については、以下の要求基準とします。また、賃金水準の引き上げには、最低保障賃金の締結や引き上げ等の取り組みも有用であることから、加えて取り組むこととします。

①月例給労働者については、サービス連合の契約社員の賃金実態を基に算出された、年齢間間差を2,200円と試算し、0.5%以上の実質的な賃金改善分を加えた3,200円以上の賃金改善を行うこととします。

【2014年度契約社員賃金実態調査結果】

調査協力者数 4,442名
50歳以上のデータを除く平均値
勤続年数4.38年 入社時年齢29.40歳
2014年調査の21歳から35歳までの平均間差(2,740円・1.48%)
過去3年間の21歳から35歳までの平均間差(2,274円・1.23%)

②時間給労働者については、サービス連合の時間給労働者の賃金実態や、法定地域別最低保障賃金の引き上げ額と連合の要求などを総合的に判断し、20円以上の賃金改善を行うこととします。

【2014年度時間給労働者実態調査結果】

調査協力者数 1,878名 時間給平均997円

(2) 均等・均衡待遇実現

①不条理な労働条件の是正

- 1) 慶弔休暇を正社員と同様の基準で全員に付与する。
- 2) 通勤手当を正社員と同水準で全員に支給する。
- 3) 正社員と同様の時間外割増率を全員に適用する。
- 4) 食堂やロッカー等の福利厚生施設について全員が利用可能とする。
- 5) 安全管理に関わる災害時の備品等について全員が利用可能とする。

上記以外にも、有期契約労働者の労働条件全般を点検し、労働条件を相違させることが合理的でない判断される労働条件については是正する。

②正社員との整合性が確保された人事・賃金制度の導入

一時金の支給や昇給ルール策定などに取り組み、正社員との整合性が確保された人事・賃金制度の導入をはかる。

(3) 無期労働契約への転換

雇止めに対する不安を解消し、安心して働き続けることができる環境を整備するため無期労働契約への転換がはかれるよう以下のとおり取り組みを行うこととします。

- ①正規労働者への登用機会を設定する。
- ②通算5年を超える有期契約労働者の無期労働契約への転換について労働協約および就業規則で早期に定められるよう取り組む。
- ③無期転換後の労働条件について、転換前からの引き上げに取り組む。
- ④無期転換の申し込み権が発生する要件と行使期間に

ついて、毎回の契約更新時に書面で明示する。

⑤無期転換の申し込みは書面で行う。

3. 最低保障賃金

最低保障賃金については、「2015春季生活闘争賃金要求取り組みマニュアル」などを参考に、契約社員やパートタイマー等の賃金水準の引き上げにつながるなどその有用性や必要性について更に認識を深め、すべての加盟組合で要求することを徹底します。要求基準は以下のとおりですが、基準内で合意できない場合は、中央・地連闘争委員会と相談・調整のうえステップを踏んだ取り組みも可能とします。

(1) 産業別最低保障賃金

雇用形態を問わずすべての従業員を対象とし、産業界すべての労働者が最低限に生活できるとともに、安心して働ける環境と労働者自らがさまざまなサービスを経験し職場に活用できる人材への投資を反映した賃金水準を目指し、最低保障賃金としての協定化を目指します。要求基準については、第12回定期大会での確認に基づき法定地域別最低保障賃金に10%を上乗せした額と2012春季生活闘争の基準額のいずれか高い方で設定することとします。各加盟組合は、取り組み趣旨を理解したうえで、契約社員やパートタイマー等の待遇改善にも繋がることから積極的に取り組むこととします。取り組みにあたっては、研修が主たる目的である場合（インターンや外国人研修生など）は適用除外とする特例も可能とします。また、高年齢雇用継続給付受給者については、年金支給額および高年齢雇用継続基本給付金との合算額での適用も可能とします。

2014年度 最低保障賃金要求基準 (月額観光・航空貨物業基準)

対象都道府県	時間額 月 額
東京	977円 161,300円
神奈川	976円 161,100円
大阪	922円 152,200円
埼玉	883円 145,700円
愛知	880円 145,200円
千葉	878円 144,900円
京都	868円 143,300円
兵庫	854円 141,000円
静岡	842円 139,000円
三重	829円 136,800円
広島	825円 136,200円
北海道	823円 135,800円
滋賀	821円 135,500円
岐阜	812円 134,000円
栃木	807円 133,200円
茨城	802円 132,400円

富山・長野	801円 132,200円
福岡	800円 132,000円
奈良	797円 131,600円
群馬・山梨	794円 131,100円
岡山	791円 130,600円
石川	790円 130,400円
福井	788円 130,100円
新潟・和歌山・山口	787円 129,900円
宮城	781円 128,900円
香川	773円 127,600円
福島	760円 126,000円
山形・愛媛	748円 124,500円
青森・秋田・島根・徳島	747円 124,500円
岩手・佐賀・鹿児島	746円 124,500円
鳥取・高知・長崎・熊本・大分・ 宮崎・沖縄	745円 124,500円

加えて、各業種別の補足基準を以下のとおりとします。

ホテル・レジャー業の加盟組合は、すべての加盟組合で要求基準での協定化を目指して要求することを徹底します。ただし、当面はその実態から、段階を踏んだ取り組みを行うことを可能とし、最低保障賃金の必要性について労使で理解を深めるとともに企業内の最低賃金水準の産業別最低保障賃金への引き上げ要求や、対象者を絞り込んだ協定化に取り組むこととします。

観光・航空貨物業の加盟組合は、すべての従業員を対象に、産業横断的に最低保障賃金を規制する法定の特定（産業別）最低保障賃金の可能性を引き続き追求していきます。ただし、当面はその実態から、各加盟組合が対企業交渉による企業内最低保障賃金として協定化を進めます。月額については上記を基本にしつつ、時間額との整合をはかる必要がある組合については、それを可能とします。

(2) ポイント年齢別最低保障賃金

賃金制度の多様化が進むなかで産業界内の賃金水準の底支えとするため賃金の基本部分を対象とし自然年齢別の全国統一最低基準として協定化に取り組むこととします。要求基準については、18歳・20歳・22歳については加盟組合の初任給水準、26歳からはサービス連合賃金実態調査に基づく基本給の全国平均より導くこととします。各加盟組合は、取り組み趣旨を理解したうえで、積極的に取り組むこととします。一時的・臨時的に雇用する者ではなく、有期または期間の定めのない雇用を前提とする基幹従業員を対象とします。有期雇用の従業員については、契約期間・更新時期・賃金規定を就業規則に明記した雇用関係の従業員を適用の範囲とします。適用対象範囲の拡大については各加盟組合が主体的に取り組むこととしますが、当面の間は26歳までの適用を可能とします。

短時間勤務などにおける算出については次式を基本とします。

【ポイント年齢別最低保障賃金×（1日あたりの所定労働時間－1日あたりの短縮時間数）／1日あたりの所定労働時間】

取り組みにあたっては、年金受給者および高齢雇用継続給付受給者については、年金月額支給額および高齢雇用継続基本給付金との合算額での適用を可能とします。

2015年度 ポイント年齢別最低保障賃金要求基準

年 齢	月 額	年 齢	月 額
18歳	132,000円	26歳	142,000円
20歳	135,500円	30歳	162,500円
22歳	139,000円	35歳	172,000円

観光・航空貨物業の加盟組合は、基幹従業員の最低保障賃金として、産業全体の賃金水準を下支えするために引き続き取り組むこととし、従来からの取り組みとの関係について整理を行ったポイント年齢別最低保障賃金の考え方(第10回定期大会確認)に基づき、26歳・30歳・35歳を以下のとおり設定します。40歳以上の設定が必要な加盟組合は、35歳の額を下回らないことを基準に加盟組合の判断で要求することとします。

年 齢	月 額	対基本給加重
18歳	132,000円	66.31%
20歳	135,500円	77.75%
22歳	139,000円	73.11%
26歳	150,500円	67.82%
30歳	174,000円	68.22%
35歳	210,000円	67.93%

注) 産業別最低保障賃金を下回らないものとする。

4. 同時要求

(1) 総実労働時間短縮にむけて

年間総実労働時間1800時間の実現にむけた第3期アクションプランに基づき、各加盟組合が目標達成にむけ主体的に取り組むこととします。

①年間所定内労働時間が2000時間超の加盟組合
(第3期アクションプラン：グループD)

重点項目：年間所定内労働時間の短縮

- 1) 1日の所定内労働時間の短縮
- 2) 休日数の拡大(年間休日数104日以上の確保)

・並行して年間総実労働時間の短縮にむけ以下の取り組みを参考に、取り組むこととします。

参考：第3期アクションプラン

- 年間所定外労働時間の削減にむけた取り組み
すべての組合員の時間外労働を1ヵ月45時間以下にすることを旨とする。また、加重労働判定基準となる1ヵ月100時間または2ヵ月160時間を超える時間外労働の根絶を目指す。
休日労働日数の削減。
- 年次有給休暇取得日数の拡大にむけた取り組み
一人当たり平均取得日数10日以上を目指す。また、取得日数5日未満の組合員をなくす。年次有給休暇の付与日数を、法定以上の付与を目指す。
- その他の取り組み
管理職を除く労働者の労働時間を把握する。
36協定の適正な締結・運用の点検に取り組む。

(36条協定違反はないか、必要以上の長時間で協定していないかなど)

②年間総実労働時間が算定できない組合
(第3期アクションプラン：グループE)

- ・労使委員会を設置し実態を把握することに優先的に取り組むこととし、本部でも該当組合への支援を行います。
- ・年間休日数104日の確保および1日の所定労働時間の短縮などによる年間所定労働時間の短縮に優先的に取り組むこととします。
- ・並行して年間総実労働時間の短縮にむけ以下の取り組みを参考に、取り組むこととします。

参考：第3期アクションプラン

- 年間所定内労働時間の短縮にむけた取り組み
1日の所定内労働時間の短縮。年間休日数の拡大。
- 年間所定外労働時間の短縮にむけた取り組み
時間外労働時間の短縮。休日労働日数の削減。
- 年次有給休暇の取得拡大にむけた取り組み
- その他の取り組み
36協定の適正な締結・運用の点検に取り組む。
(36条協定違反はないか、必要以上の長時間で協定していないかなど)
労働環境の整備。(職場内の協力体制など)

③年間総実労働時間が2000時間超の組合
(第3期アクションプラン：グループC)

- ・年間総実労働時間が2000時間以内の達成にむけ以下の取り組みを参考に、取り組むこととします。
- ・2013年度総実労働時間が、2010年比で30時間の短縮を達成していない加盟組合は、年間10時間以上の短縮に取り組むこととします。

参考：第3期アクションプラン

- 年間所定内労働時間の短縮にむけた取り組み
1日の所定内労働時間数の短縮。(7時間45分以内が基本)
年間休日数の拡大。
- 年間所定外労働時間の削減にむけた取り組み
すべての組合員の時間外労働を1ヵ月45時間以下にすることを基本とし、加重労働の可能性が高まる1ヵ月80時間を超える労働を根絶するとともに年間時間外労働数360時間以下にする。
休日労働日数の削減。
時間外などの割増率を、法定割増率以上を目指す。特に1ヵ月45時間を超える割増率の拡大を目指す。
- 年次有給休暇取得日数の拡大にむけた取り組み
一人当たり平均取得日数12日以上を目指す。また、取得日数6日未満の組合員をなくす。
年次有給休暇の付与日数を、法定以上の付与を目指す。
- その他の取り組み
管理職を除く労働者の労働時間を把握する。
36協定の適正な締結・運用の点検に取り組む。
(36条協定違反はないか、必要以上の長時間で協定していないかなど)

④年間総実労働時間が1900時間超の組合
(第3期アクションプラン：グループB)

- ・年間総実労働時間が1900時間以内の達成にむけ以下の取り組みを参考に、取り組むこととします。
- ・2013年度総実労働時間が、2010年比で30時間の短縮

を達成していない加盟組合は、年間10時間以上の短縮に取り組むこととします。

参考：第3期アクションプラン

- 年間所定内労働時間の短縮にむけた取り組み
1日の所定内労働時間数の短縮を目指す。(7時間45分以内が基本)
年間休日数の拡大を目指す。
- 年間所定外労働時間の削減にむけた取り組み
すべての組合員の時間外労働を1ヵ月45時間以下にすることを基本とし、年間時間外労働数240時間以下を目指す。
休日労働日数の削減。
時間外などの割増率を、サービス連合諸基準の最低基準達成を目指す。
- 年次有給休暇取得日数の拡大にむけた取り組み
一人当たり平均取得日数12日以上を目指す。また、取得日数6日未満の組合員をなくす。
- 年次有給休暇の付与日数を、法定以上の付与を目指す。
- その他の取り組み
管理職を除く労働者の労働時間数の把握を目指す。(未組織の契約社員・パートタイマーにも取り組む)
時間外労働削減にむけて業務改善に取り組む。
36協定の適正な締結・運用の点検に取り組む。
(36条協定違反はないか、必要以上の長時間で協定していないかなど)

⑤年間総実労働時間が1800時間超の組合 (第3期アクションプラン：グループA)

- ・年間総実労働時間が1800時間以内の達成にむけ、以下の取り組みを参考に取り組むこととします。
- ・2013年度総実労働時間が、2010年比で30時間の短縮を達成していない加盟組合は、年間10時間以上の短縮に取り組むこととします。

参考：第3期アクションプラン

- 年間所定内労働時間の短縮にむけた取り組み
1日の所定内労働時間数の短縮を目指す。(7時間30分以内が基本)
年間休日数の拡大を目指す。
年間所定内労働時間1800時間以内を目指す。
- 年間所定外労働時間の削減にむけた取り組み
すべての組合員の時間外労働を1ヵ月45時間以下にすることを基本とし、年間時間外労働数120時間以下にする。 休日労働日数の削減。
時間外などの割増率を、サービス連合諸基準の最低基準達成を目指す。
- 年次有給休暇取得日数の拡大にむけた取り組み
一人当たり平均取得日数15日以上を目指す。また、取得日数8日未満の組合員をなくす。
年次有給休暇の付与日数を、15日以上を付与を目指す。
- その他の取り組み
管理職を含むすべての労働者の労働時間数の把握を目指す。
時間外労働加重にならないように、要員協定の締結を目指す。
36協定の適正な締結・運用の点検に取り組む。
(36条協定違反はないか、必要以上の長時間で協定していないかなど)

⑥年間総実労働時間が1800時間以内の組合 (第3期アクションプラン：達成組合)

- ・年間総実労働時間が1800時間維持とさらなる短縮にむけ、以下の取り組みを参考に取り組むこととします。

参考：第3期アクションプラン

- 年間所定内労働時間の短縮にむけた取り組み
1日の所定内労働時間数の短縮を目指す。(7時間30分以内が基本)
年間休日数の拡大を目指す。年間所定内労働時間1800時間以内を目指す。
- 年間所定外労働時間の削減にむけた取り組み
すべての組合員の時間外労働を1ヵ月45時間以下にすることを基本とし、年間時間外労働数120時間以下にする。
休日労働日数の削減。
時間外などの割増率を、サービス連合諸基準の到達基準達成を目指す。
- 年次有給休暇取得日数の拡大にむけた取り組み
一人当たり平均取得日数15日以上を目指す。また、取得日数8日未満の組合員をなくす。
年次有給休暇の付与日数を、15日以上を付与を目指す。
- その他の取り組み
管理職を含むすべての労働者の労働時間の把握を目指す。
時間外労働加重にならないように、要員協定の締結を目指す。
36協定の適正な締結・運用の点検に取り組む。
(36条協定違反はないか、必要以上の長時間で協定していないかなど)

(2) 両立支援・男女平等社会の実現

2015春季生活闘争においては、2014春季生活闘争で改訂した「両立支援・男女平等社会の実現にむけた統一対応」について、引き続き統一対応の達成にむけ、以下の重点項目を定めて取り組むこととします。

- ①小学校就学前までの育児に伴う短時間勤務制度の確立
育児に伴う短時間勤務制度は、保育園や幼稚園の送迎等への対応をはかれる等働きながら育児をすることを容易にするために有用な制度です。育児介護休業法では3歳未満の短時間勤務制度について定められましたが、サービス連合では、法律を上回る小学校就学前までの短時間勤務制度を確立している加盟組合が多くあります。産業全体の底上げをはかるため、統一対応として法律では努力義務となっている小学校就学前までの短時間勤務制度の確立を重点項目として取り組むこととします。

②子の看護休暇および介護休暇の有給化

子の看護休暇および介護休暇は、子どもの病気など緊急を要する場合や介護による日常的な通院に対応することができ育児や介護を担っている労働者の負担を軽減するために有用な休暇制度です。サービス連合では、統一対応として、有給で対応することとしていますが、多くの加盟組合では無給での対応となっており、年次有給休暇を優先的に利用していることが想定されます。そこで、法律で定められた趣旨のとおりこれらの休暇の利用を促進できる環境整備をはかるため、統

一対応である子の看護休暇および介護休暇制度の有給化を重点項目として取り組むこととします。

③各加盟組合が「男女平等参画推進計画」で定めた具体的な取り組み項目に、重点的に取り組むこととします。

(3) 60歳以降の雇用の確保に関する基準

2014年の改正高年齢者雇用安定法の経過措置の利用によって、希望者全員が65歳まで就労が可能となっていない加盟組合が多いことから、希望者全員が65歳まで就労が可能となる制度の確立にむけ取り組むこととします。

(4) その他の取り組み課題

その他の労働条件の向上に関する要求にあたっては、諸基準を活用し取り組むこととします。

Ⅲ. 政策制度実現にむけた取り組み

連合が掲げる2015春季生活闘争における政策制度要求の実現を目指し、各種集会や諸行動への参加など積極的に取り組むこととします。また、産業政策課題のうち必要な課題については、2015春季生活闘争期間をつうじて行政や業界団体に申し入れを行い、課題の解決や制度の実現を求めることとします。

[連合2015春季生活闘争方針(抜粋)「政策・制度実現の取り組みについて」]

「2015年度 政策・制度実現の取り組み」と「2015春季生活闘争における労働条件改善の取り組み」を「運動の両輪」として、すべての労働者を対象にした生活改善・格差是正の以下の取り組みを強力に進める。

- ①経済の好循環に向けた産業政策と雇用政策の一体的推進
- ②雇用の安定と公正労働条件の確保
- ③「全世代支援型」社会保障制度のさらなる推進
- ④「公平・連帯・納得」の税制改革の実現
- ⑤非正規公務員の処遇改善と公契約適正化の推進

Ⅳ. 2015春季生活闘争に関連した取り組み

1. 雇用の安定的な維持・確保にむけて

観光立国の実現にむけ一翼を担う私たちの産業は、「人」で成り立っており、人財の確保は重要な取り組みです。一人ひとりが働きがいと生きがいを持ち安心して働き続けることができる産業に進化していくためには、雇用の維持・確保はもとより中長期的な視点での要員政策も必要です。よって、「雇用の安定的な維持・確保にむけた統一対応」にのっとり、すべての加盟組合において積極的な取り組みを推進することとします。

2. 組織強化・組織拡大への取り組み

組織基盤の確立にむけ、本部・地連・加盟組合が十分な連携をはかることにより、さらなる情報共有と活動支援に取り組めます。

サービス連合では、「10万人組織へのプロセス」を基に、当面の目標組織人員50,000人の実現にむけて取り組みを進めています。2014秋闘に引き続き、「組合員の範囲拡大」にむけた統一対応に基づき、企業内の契約社員や継続雇用労働者などの組織化を行うことにより、組合員の範囲拡大にむけた取り組みを積極的に進めることとします。特に、従業員を過半数を擁していない加盟組合は、改めて過半数組合の重要性を認識し、組織拡大に積極的に取り組むこととします。

V. 2015春季生活闘争の取り組み体制について

1. 取り組み体制

2015春季生活闘争の取り組み体制は以下のとおりとします。

(1) 闘争委員会の設置

①サービス連合本部中央執行委員によって構成する中央闘争委員会を設置します。中央闘争委員会は、全加盟組合の闘争状況の把握および必要に応じた支援と情報発信を行います。

②中央闘争委員会を補完するため、各地連執行委員によって構成する地連闘争委員会を設置します。地連闘争委員会は、各地連内の情報把握および加盟組合への支援と中央闘争委員会への報告を行うこととします。

(2) 各加盟組合への支援活動

中央闘争委員会および各地連闘争委員会は、加盟組合の総合労使協議体制の確立を促すとともに、加盟組合と相互連絡を密にして交渉の進捗状況を把握し、必要に応じた支援を行います。各加盟組合への具体的な支援活動は各地連闘争委員会が行うこととしますが、中央闘争委員会担当組合に対する支援は中央闘争委員会が行います。

賃金制度等への理解を深めるとともに、最低保障賃金の取り組みを促すため「2015春季生活闘争賃金マニュアル」や、中期的賃金目標達成にむけ「35歳年収 550万円」への指標2015春季生活闘争版」を発行し、加盟組合の取り組みの一助とします。さらに、労働条件を比較するため「賃金実態調査資料」を発行し、要求検討にあたり「諸基準集」の活用を促します。また、学習会の開催や講師派遣などにより、賃金制度構築や「指標」を活用した加盟組合の要求作成にむけた支援を行うこととします。

(3) 情報管理

加盟組合の交渉状況の把握(窓口機能)は、本部副事務局長および各地連事務局長を中心に行います。また、「回答・妥結情報」の集計と「関連データ」の集約は政策局が行います。

①サービス連合による情報発信

「2015春季生活闘争要求・回答・情報」を、本部政策局から、各地連および中央闘争委員会担当組合に送信します。

地連闘争委員会担当組合へは、各地連から加盟組合に送信することとします。

②加盟組合の回答・妥結・交渉スケジュールなどに関する情報連絡

地連闘争委員会担当組合は各地連事務局長へ連絡し、地連事務局長が情報を集約して本部政策局へ連絡することとします。中央闘争委員会担当組合は、本部副事務局長へ連絡することとします。

③各加盟組合は、「2015春季生活闘争要求内容関連数値調査票」および「2015春季生活闘争合意調査票」に必要事項を記入し、それぞれの期限までに本部政策局に提出することとします。

(4) 相場形成と波及力強化

合同業種別委員会を活用し、相場形成と波及力のある主要組合間で相互に要求内容や合意にむけた交渉について確認できるよう強化をはかることとします。

(5) その他

闘争委員会設置以降のサービス連合全体の闘争体制は、本部事務局が統括します。闘争方針について情勢に対処

するために補強やスケジュール調整の必要性が生じた場合は、適宜開催する四役・事務局会議や業種別委員会で協議します。また、前記のほか細部にわたる取り組み体制については、その都度本部（中央闘争委員会）・各地連（地連闘争委員会）との間で協議していくこととします。

2. 交渉スケジュール

(1) 要求書の提出

- ①要求書は原則として2月末日までに提出することとします。ただし、要求書を2月末日までに提出が困難な場合は、闘争委員会と調整をはかり、遅くとも3月上旬までには提出することとします。
- ②要求書はサービス連合会長との連名で提出することとします。
- ③各加盟組合は、提出した要求書の控えを、中央闘争委員会担当組合は本部（中央闘争委員会）に、各地連闘争委員会担当組合は地連（地連闘争委員会）に1部送付することとします。

(2) 集中交渉期間

早期決着を目指すため集中交渉期間を設定します。
集中交渉期間は、3月16日（月）から3月20日（金）とします。

(3) 妥結

各加盟組合は3月末日までの決着を目指すこととします。

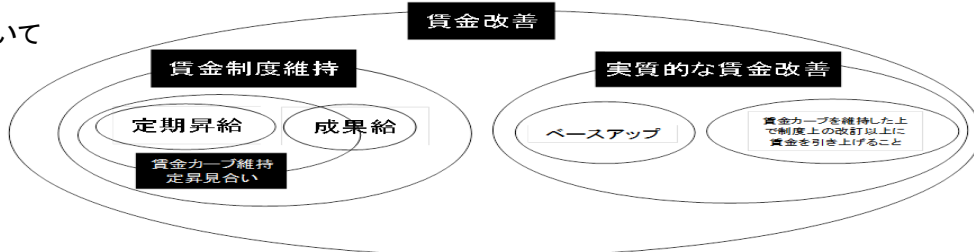
3. 連合との共闘体制

- ①「共闘連絡会議」については、可能な範囲で情報開示を行い、参加することとします。
- ②連合が主催する「2015春季生活闘争開始宣言中央総決起集会」「2015春季生活闘争政策制度要求実現中央集会」をはじめ関連する諸行動に参加します。
- ③各地連は、地方連合が主催する2015春季生活闘争関連の諸行動に、可能な限り参加することとします。

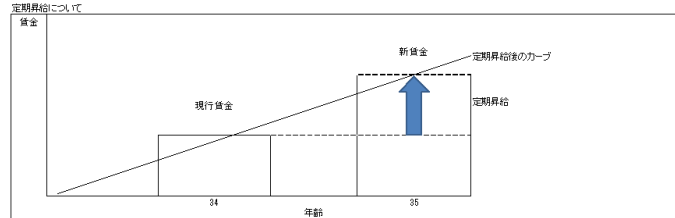
《第14回中央委員会開催案内》

- ・日 時：2015年1月30日（金）10:00開会
- ・会 場：連合会館
- ・登録締切日：2015年1月9日（金）
- ・詳細や他議案はHPにアップしています。

用語の定義について

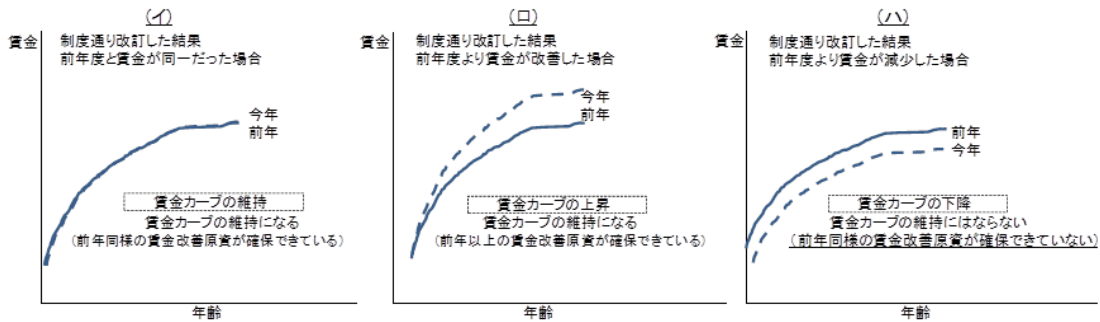


- (1) 賃金改善 賃金制度維持も含めたすべての月例賃金の改善に係るもののことの総称。
- (2) 賃金制度維持 定期昇給を実施することや、賃金制度で定められた成果給等の改訂を行うこと。
 - ① 定期昇給 賃金表（タリフ）に基づき、資格や等級が同じ一年上の先輩がもらった額に追いつくために必要な賃金を上昇させること。（賃金表上の移動）

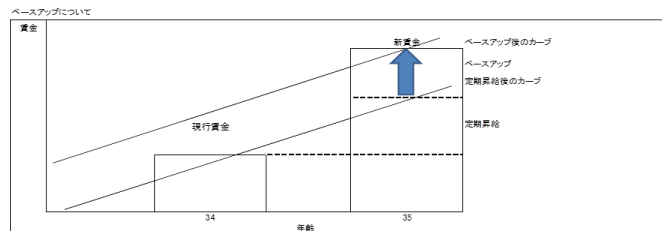


- ② 賃金制度で定められた成果給等の改訂 成果主義制度を導入している場合で、制度どおりに成果給（能力給・役割給・調整給・業績給・役割成果給・職能手当・職務遂行給・年齢勤続給など）の改訂を実施すること。
- ③ 定昇見合い（定昇相当）（＝賃金カーブの維持） 賃金制度が未整備な場合や成果主義賃金を導入している場合で、1歳1年間差を埋める事の出来る昇給原資を確保し、前年同年齢者、同資格者の得ていた賃金を業績の好不調に関わらず維持し、賃金カーブを維持すること。

賃金制度維持と賃金カーブとの関係について



- (3) 実質的な賃金改善 ベースアップや、賃金カーブを維持したうえで賃金制度で定められた改訂以上に賃金を引き上げること。
 - ① ベースアップ 賃金表を書き換えることで、個別賃金水準を引き上げること。



- ② 賃金カーブを維持したうえで賃金制度上で定められた改訂以上に賃金を引き上げること。

賃金制度維持と賃金カーブ、実質的な賃金改善との関係について

